

地域密着型

介護老人福祉施設入所者生活介護

# 特別養護老人ホームともおか 料金表

平成 30 年 4 月 1 日から

○毎月のご利用料は、  
 施設サービスにかかった費用※の1割(又は2割) + 居住費 1日 2,550円 + 食費 1日 1,890円 と、日常生活費(使用分のみ)となります。

※基本単位と加算単位(施設により異なる)の合計に、地域区分をかけた額で算出します。

\*単位は1日あたり

\*1ヶ月30日で換算

	基本単位	看護体制 加算(I)	看護体制 加算(II)	夜勤職員配置 加算(II)	栄養マネジメント 加算	日常生活継続 支援加算(II)	生活機能向上 連携加算	月合計単位 ×30日	総 単 位 に	処遇改善 加算(I)	地域区分 (6等地)	サービ ス 費 用 総 額
要介護1	644	12	23	46	14	46	200 (月あたり)	23,750	8.3 %	1,971	× 10.27	264,154
要介護2	712							25,790		2,141		286,851
要介護3	785							27,980		2,322		311,201
要介護4	854							30,050		2,494		334,226
要介護5	922							32,090		2,663		356,913

○介護保険の負担割合と要介護度ごとの、月々の基本的なご利用料は次の通りとなります。

	費用総額の 本人負担分	居住費 2,550円×30日	食費 1,890円×30日			1 割 負 担	2 割 負 担
1 割 負 担	要介護1	26,416	76,500	56,700	=	要介護1	159,616
	要介護2	28,686				要介護2	161,886
	要介護3	31,121				要介護3	164,321
	要介護4	33,423				要介護4	166,623
	要介護5	35,692				要介護5	168,892
2 割 負 担	要介護1	52,831	76,500	56,700	=	要介護1	186,031
	要介護2	57,371				要介護2	190,571
	要介護3	62,241				要介護3	195,441
	要介護4	66,846				要介護4	200,046
	要介護5	71,383				要介護5	204,583

○介護保険法の制度改正および消費税率等の変動の際には、事前にお知らせのうえご利用料の変更をさせていただきますのでご了承ください。

○上記以外に新たに加算が算定される場合、事前に同意を得た後に算定させていただきます。

○ご利用料の負担軽減制度については、裏面を参照のうえ、ご相談ください。

平成30年4月1日改訂

## ▶▶ 利用料には、それぞれ負担軽減制度があります。

**特定入居者介護サービス費** 居住費と食費について、下記の表のとおり限度額が適用される制度です。  
 交付要件①本人および世帯全員(世帯分離している配偶者を含む)が**住民税非課税**  
 交付要件②預貯金等が**単身1,000万円、夫婦2,000万円以下**

所得の状況		居住費		食費	
負担段階	主な対象者(上記要件に加えて)	1日あたり	×30日	1日あたり	×30日
第1段階	老齢福祉年金、生活保護等を受給されている方	820	24,600	300	9,000
第2段階	合計所得+課税年金額の合計が80万以下の方	820	24,600	390	11,700
第3段階	第1、2段階以外の方	1,310	39,300	650	19,500
なし	非該当の方	2,550	76,500	1,890	56,700

**※適用後の月額例(1割負担分含む)**

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	60,016	62,286	64,721	67,023	69,292
第2段階	62,716	64,986	67,421	69,723	71,992
第3段階	85,216	87,486	89,921	92,223	94,492
なし	159,616	161,886	164,321	166,623	168,892

※日常生活費(使用分のみ)

**高額介護サービス費** 同じ月に利用した介護保険サービスの自己負担が高額になった場合は、下表の上限額を超えた分が、申請により後から支給されます。

自己負担段階区分	1ヶ月の上限額
・生活保護の受給者 ・利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護受給とならない方	15,000円(個人) 15,000円(世帯)
・老齢福祉年金の受給者 ・合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の方	15,000円(個人)
住民税非課税世帯	24,600円(世帯)
一般世帯	37,200円(世帯)
現役並み所得者※	44,400円(世帯)

※同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、収入が単身383万円以上、2人以上520万円以上の方

制度に関する要件などの  
 詳細は、高齢介護課へ  
 お問い合わせください。



**社会福祉法人等利用者負担軽減制度** 社会福祉法人が行う介護保険施設等を利用した場合に、必要な負担軽減を行う制度です。  
 市民税非課税世帯に属する方で、収入や世帯状況等を統括的に勘案し、市長が必要と認めた方が対象となります。

対象者の要件	軽減内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>年間収入が単身で150万円以下、世帯員が1人増えるごとに50万を加算した額以下である。</li> <li>預貯金等が単身で350万円以下、世帯員が1人増えるごとに100万を加算した額以下である。</li> <li>日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。</li> <li>負担能力のある親族等に扶養されていないこと。</li> <li>介護保険料を滞納していないこと。</li> </ul>	利用者負担額(1割負担、居住費、食費)を25%軽減